



京都府の最低賃金一覧表



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

京都府最低賃金	時間額 (発効日)	必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。 ※京都府最低賃金は、京都府内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト等を含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
	789円 (平成26年10月22日発効)	

次の特定（産業別）最低賃金は、当該産業（日本標準産業分類による）の「基幹的労働者」に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の件名	産業分類	時間額 (発効日)	適用除外の労働者（京都府最低賃金が適用されます。）
金属製品製造業 金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末冶金製品製造業を除く）	E240 E245 (E2453を除く) E248 L7282（一部）	854円 (平成26年12月19日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
はん用・生産用・業務用機械器具製造業 ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業に限る）	E250 E252 E253 E2596 E260 E2621（一部） E263 E264 E265 E266 E267 E2693 E2699 E270 E271 E272 L7282（一部）	822円 (平成20年12月21日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
電気機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28 E29 E30 L7282（一部）	853円 (平成26年12月19日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
輸送用機械器具製造業 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 ※輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く 建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る	E310 E311 E312 E313 E314 E315 E319 (E3191を除く) E2621（一部） L7282（一部）	860円 (平成26年12月19日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
各種商品小売業 ※衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所	I56 L7282（一部）	803円 (平成26年12月19日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
自動車（新車）小売業 ※自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー	I590 I5911（一部） L7282（一部）	790円 (平成26年12月28日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。 ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務 ・受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務
印刷業	E150 E151 L7282（一部）	789円	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金時間額789円が適用されます。
自動車小売業 ※中古車、自動車部分品・附属品小売業を含む	I590 I591 (I5911, I5914を除く) L7282（一部）	時間額については、京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金時間額789円が適用されます。 ただし、日給制の労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。	

○発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

○支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

◎詳しくは、京都労働局 労働基準部 賃金室（電話：075-241-3215、FAX：075-241-3222）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

スマホ、携帯でも最低賃金をチェックできます！

